

開発許可に関する業務の窓口の変更について (お知らせ)

日頃より、本市の開発行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
このたび、平成29年4月3日(月曜)から、当課に関する業務の窓口を下記のとおり変更させていただきます。

皆様のご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。

記

(1) 開発許可申請について

- ① 市街化区域の場合 . . . 住宅都市局計画部指導課
(新設：2号館4階)
- ② 市街化調整区域の場合 . . . 経済観光局農政部調整区域指導課
(新設：1号館8階)

ただし、開発登録簿の閲覧については区域に関わらず、住宅都市局計画部指導課で案内します。

なお、宅地造成許可履歴の検索については、原則として建設局防災部防災課(2号館3階)で案内します。

(2) 開発許可に伴う宅地造成の審査について

. . . 建設局防災部防災課